



COPY

様式第17号 (第15条関係)

青市指令廃り第 372 号

一般廃棄物処理業許可更新証

令和 8 年 1 月 20 日付け申請のあった一般廃棄物処理業について、次のとおり許可更新する。

令和 8 年 2 月 3 日

青森市長 西 秀記



| | | |
|-------------|--|--|
| 所在地 | 青森県青森市大字荒川字柴田99番地1 | |
| 名称 | 株式会社青森廃棄物処理センター | |
| 代表者氏名 | 代表取締役 西田文豪 | |
| 取扱一般廃棄物の種類 | 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、「特定家庭用機器再商品化法」で定める対象機器、草木 | |
| 収集、運搬及び処分の別 | 収集運搬 | |
| 営業の区域 | 合併前の青森市行政区域内に限る。 | |
| 収集・運搬用車両 | 第110号 青森800は1671 第158号 青森100せ1033 第212号 青森130さ5572 第259号 青森130す2381 第266号 青森100す6957 第267号 青森130さ2181 第350号 青森100す5465 第390号 青森800は1993 第502号 青森800は1303 第533号 青森830さ1481 第537号 青森800は1771 第577号 青森130さ2281 第610号 青森100す6424 第615号 青森800は1602 第628号 青森800は1952 | 第656号 青森130さ3181 第658号 青森130さ2681 第712号 青森130す2481 第728号 青森830す1281 第785号 青森130さ2581 第908号 青森830さ1381 第946号 青森800す1788 第966号 青森800さ7930 第987号 青森830さ1181 |
| 処理施設 | 無し | |
| 条件 | 無し | |
| 許可期間 | 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 | |

(教示)

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に青森市を被告として(訴訟において市を代表するのは市長となります。)提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があると認められるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しを求める訴えを提起することができません。